平成２５年（フ）第２６７号
群馬県前橋市西片貝町２丁目116番地４　藤ハイツＡ―101号
債務者　金子　進一
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
群馬県前橋市西片貝町２丁目116番地４　藤ハイツＡ―101号
債務者　金子美奈子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９２号
富山県高岡市三番町70番地
債務者　嶋谷満利子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第９３号
富山県高岡市三番町70番地
債務者　嶋谷功一郎
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３２号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘Ｔ－７棟106号
債務者　沼波　洋史
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
石川県加賀市七日市町ルの７番地の９
債務者　下出　雅裕
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２０６１号
神奈川県茅ヶ崎市出口町12番65号　スカイハイツ101
債務者　三野　信幸
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６２５号
北海道江別市弥生町18番地の４　弥生団地Ｆ206
債務者　高藤　　朗
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９１号
北海道石狩郡当別町東町109番地64　町住303号、住民票上の住所北海道石狩郡当別町元町104番地２
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４７号
北海道恵庭市有明町２丁目９番５―101号
債務者　水上　　勤
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４９６号
札幌市北区新琴似１条９丁目５番８号　大川原貴志方、住民票上の住所北海道千歳市勇舞５丁目９番10号
債務者　大川原謙二
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５００号
札幌市南区澄川１条２丁目２－５　アーバンオアシス澄川101号、住民票上の住所札幌市北区屯田６条10丁目６番２号
債務者　高橋　大樹
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
札幌市北区屯田４条５丁目５番14号
債務者　佐々木由香
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
札幌市中央区南15条西11丁目１番６号
債務者　中谷　友紀
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９号
札幌市中央区南10条西12丁目１番33―401号
債務者　金田　伸彦
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３号
稚内市萩見５丁目21番１号
債務者　泉　真里子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第３９７号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目41番１―114号　エステ・スクエア南林間
債務者　畠山美枝子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部